主索の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。
その取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。

別表第十三(四)の項(い)欄中「リミットスイッチ」を「リミット（強制停止）スイッチ」に改め、同項(は)欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同(五)の項(い)欄中「及びローラー」を「等」に改め、同項(は)欄中「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同(六)の項(い)欄中「つり」を「吊り」に改め、同項(は)欄中「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同表四(八)の項を削り、同(七)の項を同(八)の項とし、同(六)の項を同(七)の項とし、同(五)の項取付けの状況の項(は)欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同(五)の項設置の状況の項及びスイッチとロックの状況の項を削り、同(五)の項作動の状況の項(に)欄中「かごがその戸の位置に停止していない状態で戸が手で開く」を「令第百二十九条の十三第四号の規定に適合しない」に改め、同(五)の項損傷の状況の項を次のように改める。

劣化の状況	目視により確認する。	イ　著しい損傷又は腐食があること。
		ロ　変形があること。

別表第十四(五)の項を同(六)の項とし、同(四)の項取付けの状況の項(は)欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同(四)の項設置の状況の項を削り、同(四)の項作動の状況の項(に)欄中「全閉位置」を「令第百二十九条の十三第三号の規定に適合しないこと又は全閉位置」に改め、同(四)の項劣化及び損傷の状況の項を削り、同(四)の項を同(五)の項とし、同(三)の項(は)欄中「かご」を「かごの」に、「ボタン」を「ボタン等」に改め、同項を同(四)の項とし、同(二)の項(に)欄中「ボタンが」を「装置が」に、「こと」の下に「又は操作が円滑に行えないこと」を加え、同項を同(三)の項とし、同項の前に次のように加える。

(一)	昇降路における壁又は囲い	昇降機の構造及び設置の状況	目視により確認する。	き裂若しくは漏水により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		可燃物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の十三第二号の規定に適合しないこと。
(二)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠	戸及び出し入れ口枠の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。
		戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	目視により確認し又は測定する。	平成二十年国土交通省告示第千四百四十六号第七号の規定に適合しないこと。

敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認し又は測定する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。
ドアシューのかかりの状況		引き戸にあっては敷居溝とドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて、容易にドアシューが外れること。
戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の十三第二号の規定に適合しないこと。
戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。
連結ロープ及びドアクローザーロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により、運行に支障が生じていること。

別表第十四(九)の項(は)欄中「目視により」を「設置及び表示の状況を」に改め、同(十)の項(い)欄中「及びブラケット」を「及びレールブラケット」に改め、同項(は)欄中「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同表五(二)の項(い)欄中「リミットスイッチ」を「リミット（強制停止）スイッチ」に改め、同項(は)欄中「かごの停止」を「作動の」に、「触診」を「目視及び触診」に改め、同(二)の項(に)欄中「支障をきたしている」を「支障が生じている」に改め、「ピット内機器又は部材に」を削り、「損傷、腐食その他の劣化」を「損傷又は腐食」に改め、同(三)の項(い)欄中「つり合おもり」を「釣合おもり」に改め、同項(に)欄中「（緩衝器が設置されている場合にあっては緩衝器）とつり合おもり」を「又は緩衝器と釣合おもり」に改め、同項(に)欄中「レベル」を削り、同(四)の項(い)欄中「つり合おもり各部」を「釣合おもりの各部」に改め、同項(ろ)欄中「劣化の状況」を「ガイドシュー等の摩耗の状況」に改め、同項(に)欄中「構成機器の」を削り、「支障をきたしている」を「支障が生じている」に改め、同(五)の項(い)欄中「つり合おもりのつり車」を「釣合おもりの吊り車」に改め、同項(は)欄中「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同(六)の項(ろ)欄中「ケーブル」を「移動ケーブル」に改め、同項(に)欄中「ケーブル端部」を「移動ケーブルの端部」に、「運行に支障をきたしている」を「、運行に支障が生ずるおそれがある」に改め、同(七)の項機構部の状況の項(に)欄中「損傷、腐食又はその他の劣化」を「著しい損傷又は腐食」に改め、同(七)の項取付けの状況の項(に)欄中「構成部材の」を削り、同(七)の項作動の状況の項(は)欄中「目視により」を「作動の状況を」に改め、同(八)の項(い)欄中「つり合おもり」を「釣合おもり」に改め、同(八)の項機構部の状況の項(に)欄中「損傷、腐食又はその他の劣化」を「著しい損傷又は腐食」に改め、同(八)の項取付けの状況の項(に)欄中「構成部材の」を削り、同(八)の項作動の状況の項(は)欄中「目視により」を「作動の状況を」に改め、同表を別表第六とする。

別記を次のように改める。